

令和5年10月4日(水) 第6回甲府市水道料金等審議会

水道料金・下水道使用料の試算



・料金水準の算定結果

・水道料金体系の設定

(料金改定案)

• 参考資料

料金水準の算定結果



〇料金(使用料)の原則的な考え方

地方公営企業法第21条第2項

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない

水道法第14条第2項

- ・料金が能率的な管理の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること
- ・料金が定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと

下水道法第20条第2項

- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること
- ・能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること
- ・特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと

料金水準の算定結果(下水道事業)



○下水道使用料水準の算定(長期財政収支における料金算定期間(R6~R8)の年平均額で試算)

1 算定期間中の費用

(円)

営業費用		5,923,149,006
	人件費	379,599,903
	修 繕 費	58,636,708
	減 価 償 却 費 等	5,484,912,395
資本費用		539,836,766
	支 払 利 息	405,261,662
	資産維持費	134,575,104
	計	6,462,985,772

2 控除項目(使用料以外の収入)

一般会計(税)で負担すべき費用		2,248,431,000
	雨水に係る費用	752,120,000
	繰出基準に基づく費用	1,496,311,000
関連収入で負担すべき費用		16,165,000
長期前受金戻入		1,170,794,928
	計	3,435,390,928

3 総括原価

必要な使用料収入	3,027,594,844
----------	---------------

4 現在の使用料体系での収入見込

使用料収入見込額	3,030,317,388
使用件数の予測(基本料金対象:件)	1,147,314
使用水量の予測(水量料金対象:㎡)	21,000,048

5 使用料改定

使用料改定必要額	-2,722,544
使用料改定率の目安	-0.09%

改定の 必要なし

料金水準の算定結果(水道事業)



○水道料金水準の算定 (長期財政収支における料金算定期間 (R6~R8) の年平均額で試算)

1 算定期間中の費用

(円)

営業費用		4,815,557,143
	人件費	655,868,089
	修 繕 費	367,830,968
	減 価 償 却 費 等	3,791,858,086
資本費用		305,425,765
	支 払 利 息	76,593,031
	資産維持費	228,832,734
	計	5,120,982,908

2 控除項目(料金以外の収入)

一般会計(税)で負担すべき費用	7,985,492	
消火栓等に係る費用	7,985,492	
関連収入で負担すべき費用	429,733,221	
長期前受金戻入	84,992,000	
計	522,710,713	

3 総括原価

必要な料金収入	4,598,272,195
---------	---------------

4 現在の料金体系での収入見込

料金収入見込額		4,205,636,516
	使用件数の予測(基本料金対象:件)	1,546,678
	使用水量の予測(水量料金対象:㎡)	25,718,049

5 料金改定

料金改定必要額	392,635,679
料金改定率の目安	9.34%

改定の 必要あり



• 料金水準算定結果

・水道料金体系の設定

(料金改定案)

• 参考資料



〇料金体系設定の基本的考え方

項目	方針	考え方
料金体系	・基本料金と水量料金の二部料金制を維持	各使用者群の使い方に応じて、個別に原価 を配分することが可能
基本料金と水量料金の 収入割合	・基本料金は25%程度を維持	水需要の減少に影響を受けない基本料金の 割合を維持することで、安定的な事業経営 を図る
基本料金	・口径別を維持 ・水準改定に伴い単価の変更	各口径の流量の比率に応じた単価を設定す ることで、負担の公平性を保つ
水量料金	・逓増料金制を維持 ※逓増度 2 倍程度(標準的)	過度な逓増型料金体系とならないよう、使 用ごとの実績を考慮した区分調整を行う
家庭用料金への配慮	・少量使用単価は特に低額に設定	衛生水準の向上の視点から、日常生活に最 低限必要と考えられる区分単価は低廉に設 定する
中小企業等への配慮	・低額区分単価を設定	中小企業、福祉施設等で使用される中口径 の料金は低額区分を設定し、逓増度合を緩 和する
水道口径20mmの基本料	・13mmと同額(又は僅差)に設定	家庭用水道使用状況の変化に対応し、複数の蛇口を同時に使用しても水圧不足のない快適な使用が可能である口径20mmの普及を促進する



○新料金体系設定の基本的考え方(抜粋)

- *衛生水準の向上の視点から、日常生活に最低限必要と考えられる区分単価は低廉に設定する(①)
- *中小企業、福祉施設等で使用される中口径の料金は低額区分を設定し、逓増度合を緩和する(②)
- *過度な逓増型料金体系とならないよう、使用ごとの実績を考慮した区分調整を行う(③)
- *家庭用水道使用状況の変化に対応し、複数の蛇口を同時に使用しても水圧不足のない 快適な使用が可能である口径20mmの普及を促進するため、基本料金を13mmと同額に設定する(④)

新料金体系表

口径	基本料金	水量料金1㎡当たり(円)			
口1至	基 本科亚	1~10	11~20	21~60	61~
13mm	555	160	170		
20mm	4 555	1 60		200	
25mm	3,000		231		
40mm	8,100	2 178			231
50mm	13,000	200			
75mm	31,500				
100mm	62,000	231			
150mm	92,000				
200mm	120,000				

③ 逓増度 2.00

現行料金体系表 (参考)

口包	甘土料合		水量料金1㎡	当たり(円)	
口径	基本料金	1~10	11~20	21~60	61~
13mm	500				
20mm	900				
25mm	2,720				
40mm	6,860				
50mm	10,340	59	158	174	217
75mm	23,940				
100mm	38,100				
150mm	57,670				
200mm	81,600				

逓増度 1.99



〇料金改定による増額見込み (3年間平均)

(単位:円)

	現行料金	新料金	差額	改定率(%)
基本料金	1,060,347,461	1,120,622,624	60,275,163	5.68
水量料金	3,145,289,055	3,478,888,788	333,599,733	10.61
給水収益合計	4,205,636,516	4,599,511,412	393,874,896	9.37
	改定必要額		392,635,679	9.34
	差 額		1,239,217	0.03

※給水件数、水量の見込みについては、同じ数値を用いて試算している。



〇料金改定による長期財政収支への影響

現行料金体系(単位:百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入	5,520	5,469	5,466	5,408	5,376	5,378	5,358	5,322	5,284	5,258	5,247	5,208	5,179
支出	4,453	4,534	4,675	4,765	4,846	5,065	5,313	5,408	5,496	5,605	5,709	5,777	5,884
純損益	1,067	935	791	643	530	313	45	△86	△212	△347	△462	△569	△705
現金預金(億円)	17.5	28.7	27.6	30.0	31.3	31.6	29.5	26.3	23.3	18.1	10.6	1.3	△10.8

新料金体系

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
収入	5,520	5,469	5,466	5,804	5,770	5,769	5,747	5,709	5,669	5,641	5,629	5,588	5,557
支出	4,453	4,534	4,675	4,765	4,846	5,065	5,313	5,408	5,496	5,605	5,709	5,777	5,884
純損益	1,067	935	791	1,039	924	704	434	301	173	36	△80	△189	△327
現金預金(億円)	17.5	28.7	27.6	33.9	39.2	43.4	45.2	45.9	46.7	45.4	41.6	36.2	27.9

※給水件数、水量の見込みについては、同じ数値を用いて試算している。



• 料金水準算定結果

・水道料金体系の設定

(料金改定案)

• 参考資料



〇料金改定による影響(口径別)

(単位:円)

$\underline{13m\,m}$

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
	現行料金	500	590	1,090	1,199	2,398	14,388
家庭用	改定料金	555	600	1,155	1,270	2,540	15,240
10m³	差額	55	10	65	71	142	852
	改定率 (%)	11.00	1.69	5.96	5.92	5.92	5.92

<u>50mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
携帯電話工場	現行料金	10,340	2,137,900	2,148,240	2,363,064	4,726,128	28,356,768
	改定料金	13,000	2,273,770	2,286,770	2,515,447	5,030,894	30,185,364
9,870m³	差額	2,660	135,870	138,530	152,383	304,766	1,828,596
	改定率 (%)	25.73	6.36	6.45	6.45	6.45	6.45

20mm

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
	現行料金	900	2,170	3,070	3,377	6,754	40,524
家庭用	改定料金	555	2,380	2,935	3,228	6,456	38,736
20m²	差額	-345	210	-135	-149	-298	-1,788
	改定率 (%)	-38.33	9.68	-4.40	-4.41	-4.41	-4.41

<u>75mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
	現行料金	23,940	1,714,750	1,738,690	1,912,559	3,825,118	22,950,708
薬品工場	改定料金	31,500	1,823,320	1,854,820	2,040,302	4,080,604	24,483,624
7,920m²	差額	7,560	108,570	116,130	127,743	255,486	1,532,916
	改定率 (%)	31.58	6.33	6.68	6.68	6.68	6.68

<u>25mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
特別養護	現行料金	2,720	174,050	176,770	194,447	388,894	2,333,364
老人ホーム	改定料金	3,000	187,960	190,960	210,056	420,112	2,520,672
(中小企業・ 福祉施設)	差額	280	13,910	14,190	15,609	31,218	187,308
820m³	改定率(%)	10.29	7.99	8.03	8.03	8.03	8.03

<u>100mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
大規模商業	現行料金	38,100	1,803,720	1,841,820	2,026,002	4,052,004	24,312,024
	業 改定料金	62,000	1,924,230	1,986,230	2,184,853	4,369,706	26,218,236
施設 8,330m	差額	23,900	120,510	144,410	158,851	317,702	1,906,212
	改定率 (%)	62.73	6.68	7.84	7.84	7.84	7.84

<u>40mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
	現行料金	6,860	484,360	491,220	540,342	1,080,684	6,484,104
ホテル	改定料金	8,100	518,290	526,390	579,029	1,158,058	6,948,348
2,250m²	差額	1,240	33,930	35,170	38,687	77,374	464,244
	改定率 (%)	18.08	7.01	7.16	7.16	7.16	7.16

<u>150mm</u>

業種	対象料金	基本料金	水量料金	合計金額	税込	2か月	年間
総合病院	現行料金	57,670	1,235,180	1,292,850	1,422,135	2,844,270	17,065,620
	改定料金	92,000	1,319,010	1,411,010	1,552,111	3,104,222	18,625,332
5,710m³	差額	34,330	83,830	118,160	129,976	259,952	1,559,712
	改定率 (%)	59.53	6.79	9.14	9.14	9.14	9.14



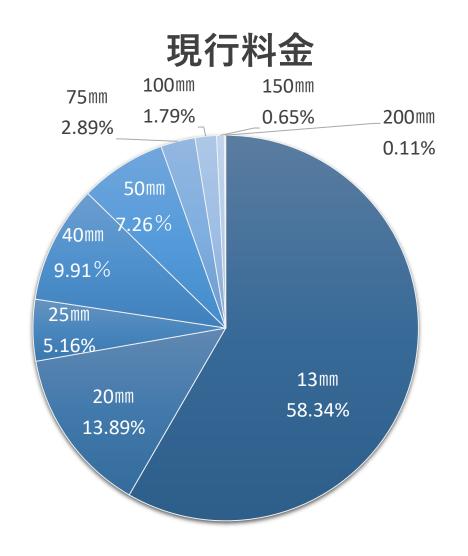
〇標準的な家庭用水道料金(1ヶ月)への影響

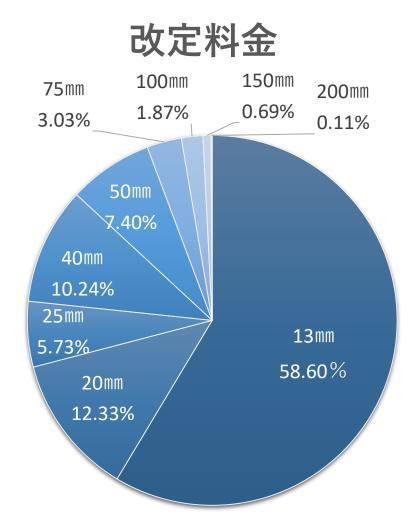
口径	世帯人員 (人)	使用量(m³)	現行料金(円)	新料金(円)	差額(円)
13m m	1	7	913	975	62
	2	14	1,722	1,867	145
	3	21	2,844	3,135	291
	4	28	4,062	4,535	473
20mm	1	7	1,313	975	△338
	2	14	2,122	1,867	△255
	3	21	3,244	3,135	△109
	4	28	4,462	4,535	73

※1人1日230ℓ(厚生労働省データ)の水を利用することから、1ヶ月あたり7㎡を基準としている。 ※甲府市の一世帯当たりの平均人数は2.0人(R5.1.1現在)



○給水収益全体に対する比率(口径別)の見込





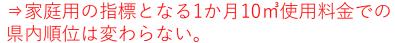


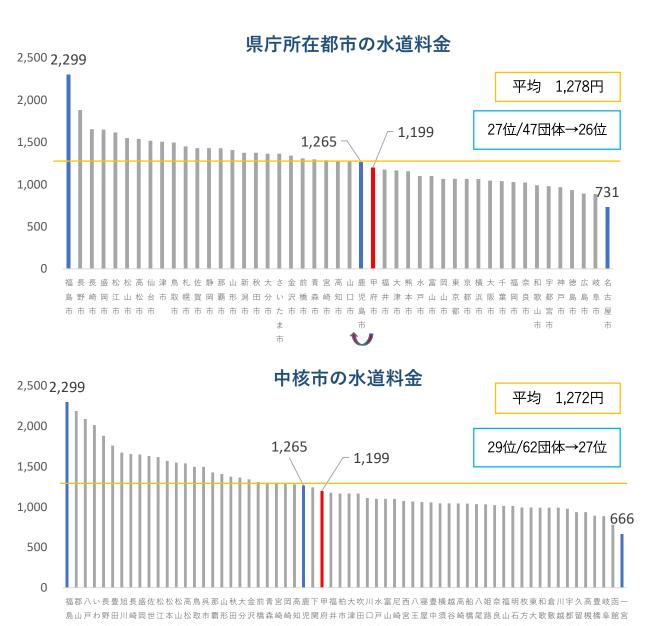
15

〇他都市等との比較

山梨県内の水道料金(13mm/1カ月料金)

四米米門の小足竹並(15川川/17万代並)						
No	事業体	10m³				
1	東部地域広域水道企業団	1,463				
2	山梨市	1,353				
3	甲州市	1,320				
4	韮崎市	1,309				
5	南アルプス市	1,298				
6	笛吹市	1,294				
7	中央市	1,272				
8	甲府市(新料金)	1,270				
8	甲府市(現行料金)	1,199				
9	市川三郷町	1,160				
10	都留市	1,050				
11	北杜市	1,045				
12	甲斐市	1,012				
13	富士川町	862				
14	富士吉田市	780				
15	富士河口湖町	570				
16	忍野村	550				





市市市

まとめ



	項目	内容	本市の状況(現行料金体系)
料金等の算定	料金算定期間	3年 ※物価変動等を考慮し、短期に設定(R6~R8)	3年
	料金水準算定方法	総括原価方式(資産維持費含む)	総括原価方式
	料金水準算定結果	下水:現行料金で賄える 水道:年3億9千万不足(9.34%を目安)	_
料金体系の設定	料金体系	下水:現行を維持(改定必要なし) 水道:二部料金制を維持	基本料金と水量料金の二部料金制
	基本料金	下水:現行を維持(改定必要なし) 水道:水準改定に伴い変更を検討	下水:単一基本料金 水道:口径別で段階的に高くなる
	水量料金	下水:現行を維持(改定必要なし) 水道:逓増料金制を維持	逓増料金制(使用量が増えるほど単価が高く なる)
料金改定案	水量料金	口径区分別水量単価に変更 (家庭用、中小企業・福祉施設、大量使用者)	単純水量区分
	逓増度(最高単価と最 低単価の倍率)	2倍(標準的)	1.99倍(標準的)
	家庭用・中小企業の 使用区分への配慮	家庭用:少量使用単価は特に低額に設定 中小企業:低額区分単価を設定	・少量使用単価は特に低額に設定 ・口径に関係なく段階的に高くなる設定
	口径20mmの基本料	口径13mm(555円)と統一(345円値下げ)	13mm:500円、20mm:900円 ※20mmの普及率は極めて低い(12.3%)
その他	料金改定率	全体改定率=9.37%(県内順位変わらない) 家庭用1か月10㎡使用改定率=5.96%	県内順位:8/16位